

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	平成28年2月2日～平成28年3月23日
評価調査者番号	① H20-a011
	② H17-b009
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 牧之原市立萩間保育園	種別：保育園
代表者氏名：園長 高塚 洋子 (管理者)	開設年月日 S48年4月1日
設置主体：牧之原市 経営主体：牧之原市	定員 80人 (利用人数) 87人
所在地：〒421-0508 牧之原市西萩間 889 番地	
連絡先電話番号： 0548-54-1230	FAX番号 0548-54-1230
ホームページアドレス	http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/map/ent/3189.html

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 延長保育 地域子育て支援 土曜保育 ※市内拠点園で実施 一時預かり※緊急時、慣らし保育の場合のみ実施	入園・進級の集い プール開き プール納め セタ会 タ涼み会 運動会 親子バス遠足 焼き芋会 観劇 餅つき会 豆まき会 あそび発表会 卒園式 誕生日会 雪遊び遠足 避難訓練 お話会 お別れ遠足		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室、職員室、休養室湯沸、調理室 調乳室、教材室、ホール	プール、砂場、築山、総合遊具 運動場、防災倉庫		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1		
保育士	16		
調理員	3		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- 初めて第三者評価事業を受審し、福祉サービスの質の向上のために、職員の認識を高めようとしています。
- 自然や遊び場がいっぱいの閑静な環境の下、施設長はじめ、職員は子どもたちのために、きめ細かな保育を実践しています。
- 利用者の安全に関する各種マニュアルを整備し、安全確保の体制が図られています。
- 手狭な保育室を、収納スペースの工夫やホールの利用などにより、快適な空間を確保するよう、環境整備に努めています。
- 子どもの自立性を尊重した活発な遊びが展開され、伸び伸びと興じている園児のたくましい姿は、目をみはるものがあります。
- 二世帯にわたる利用者もあり、長い実績の中から地域との関わりも円滑に育まれています。

◆ 特に改善を求められる点

- 行政による中、長期計画は策定されていますが、収支計画も含め、それに基づいた、具体的な取り組みの描かれた、園独自の中、長期計画の策定が望まれます。
- 職員の質の向上に向けて、個別の具体的な研修計画を策定し、定期的に評価見直し等、行う事が求められます。又研修に関する基本姿勢も明示する事が求められます。
- 正規職員、嘱託職員ともに標準的な保育を実践するために、様々なところで、手順書・マニュアル・フローチャート（新任でも緊急時見ればすぐ対応できる園独自の具体的なもの）の作成が期待されます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

- 基準項目に対して回答できにくい部分があったが、評価されることにより意識できなかった強い部分と弱い部分が明確になり今後の園運営で参考になった。
- 公立保育園のため園独自では判断や、運営できない部分が多いため、今後はさらに市と連携を図りながら評価が低い部分を改善していきたい。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*保育所の使命、役割を反映した理念を明文化している。</p> <p>*職員や利用者に資料を配布し、入園説明会等でわかりやすく説明し、周知している。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*事業計画や中、長期計画策定は、職員や、利用者も含め、行政が主体となり、組織的に取り組んでいる。見直し等も定期的に行われている。</p> <p>*行政が主体となって、中、長期計画を策定しているが、収支計画は作成されていない。また、策定された計画に基づいた、園独自の具体的な計画もない。</p> <p>*事業計画は、策定に関わった保護者へは配布しているが、その他の方への配布や説明はない。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*管理者は自らの役割と責任を職員に表明し、園内研修や職員会議等でもリーダーシップを発揮している。</p> <p>*管理者の行動力を発揮し、質の向上に向け、積極的に助言や指導をしている。</p> <p>*遵守すべき法令を正しく理解するよう努めているが、法令のリスト化や周知する取り組みは十分でない。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*事業経営に関する環境の変化等については、行政を通時的確に把握している。</p> <p>*職員会議等で業務改善すべき課題を明確にしめし、話し合いをしている。</p> <p>*外部監査は実施していない。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職制、職務分掌等が明示され、役割や責任を明確にしている。</p> <p>*自己評価を全職員が行い、保育の改善に向けて取り組んでいる。</p> <p>*正規職員の就業状況や意向は、行政側による書面での把握にとどまっている。嘱託職員の意向等については、施設長の聞き取りにより、的確に把握している。</p> <p>*定期的に人事考課を行っているが、嘱託の人事考課は行われていない。</p> <p>*互助会に加入し、職員の福利厚生に取り組んでいるが、嘱託職員は加入していない。</p> <p>*実習生を積極的に受け入れ、育成に努めているが、基本姿勢等を明確にした手順書はない。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*危機管理マニュアル等を作成し、安全確保のための、体制、整備が図られている。</p> <p>*発生した事故やヒヤリハット事例を収集、分析し、事故防止に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>*不審者侵入時の対応マニュアルを整備し、安全管理に努めている。</p> <p>*想定される事故に対応できる賠償保険に加入している。</p>

<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> *園庭開放、地域の人々との触れ合い会等、地域住民との交流を積極的に行い、地域との関わりを大切にしている。 *必要な社会資源をリスト化し、職員間で共有している。 *関係団体との定期的な連絡会、協議会等に参加し、地域関係機関との連携を図り、具体的な課題や事例検討を行っている。 *児童虐待の早期発見に努め、関係機関への照会、通告を行う体制を、整備している。 *ニーズの把握は、園庭開放や巡回子育て相談等地域の子育て支援を行っているが、活動の評価は十分でない。 *ボランティア受け入れの意義や方針や職員に周知されているが、手順書の整備はない。
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> *子ども一人ひとりの発育状態を把握して、基本的な生活習慣を身につけることができるように環境を整えている。 *クッキングの行事で調理師との会話、園で育てた野菜などでの調理で食教育の充実さらに家庭との連携に努めている。 *言葉の暴力、差別など特に注意をし合い職員会議で検討をしている。 *個人面談や保育参加などから、保護者の意見を聞き、定期的に園便りなどで回答しているが、利用者満足の向上を意図して分析検討する仕組みの整備は十分でない。 *年 1～2 回自己評価に取り組み、課題を明確にしているが、改善計画の作成には至っていない。 *子どもや保護者等のプライバシー保護に関して、個々に対応はしている。個人情報保護の規定はあるが、プライバシー保護の規定マニュアルはない。 *小学校との連携の機会が多くあり、小学校入学に向けて準備する体制がある。 *市で作成された困難相談対応フローチャートはあるが、職員間で方法が共有されていない。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> *標準的な実施方法が明確に文書化されて、実施内容、さらに見直しと評価は職員間で行い園長まで確認している。 *児童健康診断記録が記載されている児童票から、また保護者との情報交換から個々の身体状態の把握に努めている。 *近隣の人々とふれあい、またお茶摘みの体験をしたり異年齢の関わりもあり、園周辺の環境を取り入れた日常保育に取り組んでいる。 *広い園庭で、異年齢の子ども達が自由に、自然を取り入れ遊んでいる。

	<p>*障がいのある子は、現在はいない。職員の研修体制な受け入れ態勢は整備されていない。</p> <p>*一時保育は、他の園の担当のため実施していない。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>*希望者が市役所に相談すれば、園の情報は得られる仕組みになっている。</p> <p>*利用希望者に対して保育士である保育コンシェルジュが希望園の情報を提供している。</p> <p>*保育園では入園のしおりで説明をしているが、保護者の同意書はない。</p> <p>*他の保育園への引継ぎはしているが、文書や記録は残していない。</p>
4 サービス実施計画の策定	<p>*保育課程は保育の方針や目標に基づき編成されている。</p> <p>*子どもの生活状況などアセスメントを実施しているが手順書の作成がされていない。</p> <p>*保育の計画の策定に、保護者の同意を求めておらず、説明・同意等の手順書はない。</p> <p>*計画と見直しは様式を決めて職員全体で作成しているが、手順書はない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。
 なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	B
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	B
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	C

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	C

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	B
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	C
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	C
	② 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	③ 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	② 施設が有する機能を地域に還元している。	B

	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	B
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	C
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	③ 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	④ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	⑤ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑥ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑦ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	C

	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	C
Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	B
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	C
	③ サービス実施計画を適切に策定している。	B
	④ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B